

令和5年3月15日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎大石委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、付託事件の審査等についてであります。

御報告いたします。昨日の委員会において加藤委員から、生涯学習課の質疑の中で依頼をしておりました資料の提出がありましたので、各委員の皆様にご配付をしております。御確認ください。

#### 〈警察本部〉

◎大石委員長 それでは、警察本部について行います。

まず議案について、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江口警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件、条例議案3件の、計5件について御説明いたします。御手元の青色のインデックスの警察本部議案補足説明資料の1ページ、令和5年度当初予算施策体系をお願いいたします。

予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民が安全・安心を実感できる高知県を実現するため、令和5年の県警察運営指針を「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～」と掲げ、5つの重点目標の達成に向け、各種施策を推進することを基本方針としました。

今回、人件費を除いた政策的な予算は50億9,213万5,000円で、前年度と比較して、2,181万7,000円、0.4%の減額となっています。減額の主な理由については、旧高知署解体事業、駐車場整備工事終了などによるものです。

資料①令和5年2月高知県議会定例会議案(当初予算)の5ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、総額で206億9,017万7,000円です。項別では、警察総務費が181億3,363万1,000円、警察活動費が25億5,654万6,000円となっています。

主要な事業といたしましては、室戸、宿毛警察署建設事業、警察本部庁舎検査室整備事業、南海トラフ地震対策事業などがございます。

次に、債務負担行為に関しましては、17ページをお願いいたします。

上から6つ目の警察共済組合職員住宅の賃借料から、18ページの上から3つ目、警察本部庁舎検査室整備事業費までの、7件の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、24号議案、令和4年度高知県一般会計補正予算につきまして、資料③令和5年2月高知県議会定例会議案(補正予算)の5ページをお願いいたします。補正予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、9,024万1,000円の減額となっています。補正の内容は退職者数が見込みを下回ったことによる退職手当の減額や、委託料等の執行残などを減額し

たことによるものであります。

次に、繰越明許費補正に関しましては、9ページをお願いいたします。款14警察費の欄に記載のとおり、総額で9億2,310万2,000円となっており、一般運営費42万1,000円、庁舎等整備費5億608万2,000円、交通安全施設整備費4億1,659万9,000円の3項目につきまして、繰越明許をお願いするものでございます。

令和5年度高知県一般会計予算及び令和4年度高知県一般会計補正予算の事業内容に関する詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

次に、50号議案、高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑥令和5年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の3ページをお願いいたします。

この条例議案のうち、警察所管部分については、博物館法の一部改正に伴い、高知県暴力団排除条例について、同法の引用規定の整理をするものです。詳細については、後ほど刑事部長から説明させます。

次に、62号議案、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑥令和5年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の8ページをお願いいたします。

この条例は、道路交通法の一部改正により、特定自動運行の許可制度が創設されること等に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、令和4年政令第391号の施行による、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、平成12年政令第16号の一部改正を考慮し、特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料を新設するものです。詳細につきましては、後ほど交通部長から説明させます。

最後に、第63号議案、高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑥令和5年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の9ページをお願いいたします。

この条例は、平成24年10月に、県と警察が合同で高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準について定めたものでありますが、国家公安委員会規則である、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されることに伴い、本条例の県警察所管である信号機に関する基準を一部改正するものでございます。詳細につきましては、後ほど交通部長から説明させます。

私からは以上であります。

〈会計課〉

◎大石委員長 続きまして、会計課の説明を求めます。

◎山本警務部参事官兼会計課長 それでは御手元の資料②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づき説明いたします。678ページになります。公安委員会予算総括表を御覧ください。

令和5年度の当初予算見込額は206億9,017万7,000円で、前年度比2億9,611万円、約1.4%の減額となっております。

まず、歳入予算のうち主なものを説明いたします。次のページ、679ページを御覧ください。上から4つ目の款8使用料及び手数料は6億3,680万8,000円で、前年度比4,641万8,000円、6.8%の減額です。減額の主な要因は、自動車運転免許の講習手数料の減であり、令和4年5月から高齢者講習制度が変わり、公安委員会事務として実施してきた高齢者講習を自動車学校による直接講習に移行したことによるものです。

続いて資料681ページを御覧ください。科目の欄、上から2つ目となります、款9国庫支出金は5億3,630万9,000円で、前年度比1億2,654万9,000円、30.9%の増額です。増額の主な要因は、宿毛警察署建設事業を行うための、警察庁からの補助金の増額によるものがあります。

次のページ、682ページを御覧ください。科目の下から3つ目になります款15県債は7億1,700万円で、前年度比5億100万円、41.1%の減額です。減額の主な要因は、旧高知警察署庁舎解体、駐車場整備の終了に伴い、一般単独事業債が減額となったことによるものです。

続きまして、歳出予算について説明いたします。次のページ、683ページを御覧ください。歳出につきましては右側の説明欄に沿って、主要な事業などについて説明させていただきます。

まず項1警察総務費ですが、一番下、目1公安委員会費の予算見込額は4億9,607万円で、前年度比6,242万8,000円、14.4%の増額です。増額の主な要因は、警察庁が整備する全国共通基盤システム上に、本県の運転者管理システムのデータを移行させる費用で、運用開始は、令和6年1月からを予定しております。

右説明欄一番下、細目1公安委員会運営費の予算見込額は1,822万4,000円です。

次のページ、684ページ、説明欄を御覧ください。主な内訳につきましては公安委員会委員、警察署協議会委員、留置施設視察委員の報酬や射撃技能等の講習の委託などに要する経費です。

次の細目2自動車運転免許費の3億5,822万3,000円は、運転免許証の取得、更新に要する費用です。

次のページ、685ページを御覧ください。説明欄、上から2つ目の細目3安全運転講習費の1億1,962万3,000円は、運転免許証更新時講習、安全運転管理者講習などに要する経費

です。

次に、目2警察本部費を御覧ください。予算見込額は167億6,450万2,000円で、前年度比1億6,386万円、1.0%の減額です。

右説明欄の細目1人件費は、155億9,804万2,000円で、前年度比2億7,429万3,000円、1.7%の減額です。減額の主な要因は、定年延長制度の施行に伴い、定年退職者の減による退職手当の減額によるものであります。

続いて説明欄の中段、細目2一般運営費は、警察業務を運営していくための経費です。予算見込額は10億7,528万8,000円で、前年度比1億1,654万5,000円、12.2%の増額です。次のページ、686ページを御覧ください。増額の主な要因は、説明欄中段の事務費の増などによるものです。

事務費の9億8,969万1,000円は、会計年度任用職員に要する経費、駐在所家族報償費、光熱水費、パソコン、サーバー等の機器リース料などで、主に光熱水費が増額となっております。

細目3職員被服費の5,162万6,000円は、警察官の制服などに要する経費であり、細目4職員福利厚生費の3,954万6,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などの経費となります。

次に、目3施設整備費を御覧ください。予算見込額は8億7,305万9,000円で、前年度比2億7,897万1,000円、24.2%の減額です。減額となった主な要因は、旧高知警察署庁舎解体、駐車場整備の終了によるものであります。

続いて、右説明欄の細目1庁舎等整備費は6億2,500万3,000円で、その内容は宿毛警察署及び室戸警察署を建設するための新築工事、実施設計等の経費、本部庁舎の空調改修工事等、建物の新築、改修等に要する費用となっております。

次のページ、687ページを御覧ください。説明欄上から4つ目の、細目2施設維持管理費は2億4,805万6,000円で、警察施設の点検、清掃委託、維持管理や修繕に要する経費です。

次に、一番下になりますが、項2警察活動費の目1を御覧ください。予算見込額は12億5,575万2,000円で、前年度比1億1,889万4,000円、8.6%の減額です。減額の主な要因は、警察船舶の検査費や、航空機維持管理費の減額によるものです。

なお、活動費の右側になりますけれども節区分の欄、一番上の(8)報償費2,651万6,000円の中には、捜査用報償費が前年度と同額の1,500万円含まれております。

右の説明欄の細目1一般行政費は、2億1,552万円で、主な内訳は、被留置者の処遇費、犯罪被害者へのケアを要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費です。

次のページ、688ページを御覧ください。説明欄、上から6つ目にあります細目2警察装備費は3億7,117万円です。主な内訳は、警察用航空機や車両、警備艇の維持管理などに要

する経費です。

説明欄中段の、下から5つ目になりますけど、車両購入費はパトカー、覆面パトカー、各1台、軽四輪乗用車2台を減耗更新として、また移動交番車導入事業として1台を導入するものです。

まず、軽四輪自動車2台につきましては、本県における脱炭素社会推進に向けた取組として電気自動車に更新し、警察本部などに配置するものであります。また、移動交番車導入事業につきましては、中山間地域対策課と連携して、集落活動センターに出張方式により移動交番車を設置するなどして、県民の利便性向上のための各種手続、犯罪や交通事故の抑止対策を行う各種教室の開催、また相談受理等を行うことにより、中山間の安全・安心の確保等に資する活動を行うものであります。

次のページ、689ページを御覧ください。説明欄一番上の細目3生活安全対策費は、2億5,029万円です。主な内訳は、特殊詐欺被害防止対策、少年非行抑止対策、サイバー犯罪対策、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金や南海トラフ地震対策の資機材整備に要する経費です。

説明欄中段の細目4犯罪捜査費は2億8,879万1,000円です。主な内訳は、捜査用資機材や鑑定機器の整備及び保守、捜査支援システムの貸借料などに要する経費です。

次のページ、690ページを御覧ください。説明欄一番上の細目5交通警察費は、1億2,998万1,000円で、主な内訳は、中・高生の自転車マナーや安全意識の向上を目指したスクアードストレート方式による自転車交通安全運転教室や取締り資機材の整備のほか、各種機器の保守点検などに要する経費であります。

次に、目2交通安全施設整備費の予算見込額は13億79万4,000円で、前年度比2億318万7,000円、18.5%の増額です。増額となった主な要因は、管制センターの整備工事によるものであります。

右の説明欄、細目1交通安全施設整備費は8億1,412万3,000円です。主な内訳は、新設道路への信号機新設や、道路改良に伴う信号機の移設、南海トラフ地震対策として信号機電源改良のほか、信号灯器のLED化等の改良によるものです。

次の細目2交通安全施設維持管理費は4億8,667万1,000円です。主な内訳は、交通信号機などの保守委託や、道路標識、標示の補修工事のほか、交通信号機の電気料、専用回線費などに要する経費であります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。692ページを御覧ください。表に記載の7つの事業について、債務負担行為をお願いするものであります。

まず1つ目、警察共済組合職員住宅の貸借料については、宿毛警察署建設工事に合わせて、浸水域にあります職員宿舎の一部を移転するものであり、不動産投資事業により1棟12戸の宿舎を、現在建設中の宿毛警察署庁舎に隣接する形で建て替えするものでございま

す。同建築費償還金のうち、令和6年度から令和22年度分3億7,877万円について、債務負担行為をお願いするものです。

2つ目の運転免許窓口事務委託料は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するものでありますが、令和6年1月から運用を予定している運転者管理システムの刷新に伴い、免許窓口の受付が申請の自動受付機が導入されるなど、委託業務の大幅な見直しが必要と見込まれるため、前回12月の補正予算において、令和5年の4月から12月までの9か月間の委託を認めていただきましたが、委託内容を従来から見直した令和6年の1月から令和7年3月までの15か月間について、今回はお願いするものであります。

3つ目の基本ソフト等の使用料につきましては、県警察の業務用パソコンで使用しているWindows等のソフトウェアのライセンス契約料です。

4つ目の宿毛警察署建設事業費につきましては、新築工事監理費と新築工事請負費に要する経費であります。令和4年度に実施設計等を行い、令和5年度から2か年計画により新庁舎建設工事を行う予定であり、順調に工事が進みますと新庁舎完成は令和7年2月頃を見込んでおります。

5つ目の警察本部庁舎消火設備賃借料につきましては、警察本部庁舎の地下駐車場に設置された泡消火設備について、設備後22年が経過し断続的に不具合が発生していることから、10年リースにより更新を図るものであります。

6つ目の警察本部庁舎セキュリティシステム賃借料については、警察本部庁舎に設置し、入退室管理及び庁舎内外における常時監視を行っている設備について、設備後、これも22年が経過し老朽化、補修部品も調達不可能となっていることから、10年リースにより更新を図るものであります。

最後の警察本部庁舎検査室整備事業費については、警察本部に第2DNA検査室を増設するものであります。令和4年度に委託設計を実施、令和5年度に設置工事を予定しておりましたが、機器類等の納期が大幅に遅れることが判明いたしまして、設置工事期間が約17か月間かかることから、工事監理委託料と工事請負費について令和6年度までの債務負担行為をお願いするものです。

次に、資料はありませんけれども、令和5年度当初予算で、デジタル化の取組の主なものについて御説明をさせていただきます。

1つ目は、運転者管理システムの整備事業であります。令和6年1月から、運転免許証更新時に自動受付機等が導入されます。県民の利便向上と、事務の合理化を図っていくこととしております。

2つ目は、自動車保有手続のワンストップサービス事業です。自動車を保有するために必要な手続でありますナンバーの取得、保管場所証明、自動車税の納付をオンラインで行

うことができるワンストップサービスの運用を、令和5年1月から開始しました。警察庁で行われている保管場所証明手続のオンライン化や、電子収納サービスを利用できる環境を整備したものであります。

最後の3つ目は、遺失物管理システム整備事業であります。遺失物の届出がオンラインで行われるなど、現在のシステムを高度化整備するもので、令和5年度中に、6年の2月頃に運用が開始する予定となっております。

警察では、引き続き各システムを警察庁の基幹システムに移行させるなどして、デジタル化の推進を図ってまいります。

また資料に戻りまして。続きまして御手元の資料④令和5年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の339ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。

2月補正の予算見込額は、9,024万1,000円の減額です。まず、歳入予算を説明しますの  
で、次のページ、340ページを御覧ください。

款8使用料及び手数料については、自動車運転免許の講習受講者数の減など、歳入見込みを下回ったことによる減額であります。

款9国庫支出金は1,151万4,000円の減額ですが、国の補助金交付決定額が当初の歳入見込みを下回ったことと、交付金事業において基幹道路整備事業の遅延による信号機移設工事の執行停止などの減額によるものです。

次に、歳出予算につきまして、次の341ページを御覧ください。歳出予算の9,024万1,000円の減額補正理由につきましては、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、高齢者講習等の受講者数が見込みを下回ったことによる講習委託料の減、会計年度任用職員の報酬、共済費等が見込みを下回ったこと。競争入札等による契約差額、交通監視カメラ等更新工事が半導体不足の影響で執行停止になったことなどによる減などでありま

す。次に、繰越明許費補正につきまして、説明をさせていただきます。資料の343ページを御覧ください。今回お願いいたします繰越明許費の補正は、3つの事業です。

1つ目の事業名の一般運営費は、旧高知署別館改修工事において、令和5年3月中の工事完了に合わせて、別館のネットワーク設定作業を行う予定でしたが、工事完了が令和5年度となる見込みとなり、年度内にネットワーク設定作業が困難となったことから繰越しをお願いするものであります。

2つ目の事業名、庁舎等整備費は、旧高知警察署解体、駐車場整備及び別館改修工事と、本部庁舎空調設備改修工事の2件についてであります。

まず、旧高知警察署解体、駐車場整備及び別館改修工事は、工事中に発生した大量の湧き水による対応のため、年度内完成が困難となったことから繰越しをお願いするものであります。

また、本部庁舎空調設備改修工事は、当該工事の電気設備工事における受変電設備改修

に必要となる部品が、納期が令和5年3月末になることが判明し、工期を1か月延長する必要が生じたため繰越しをお願いするものであります。

3つ目の交通安全施設整備費は、年度末における道路工事の繁忙期で工業者が入札辞退となり年度内契約が見込めないことや、道路管理者が行う道路改良に伴って、交通信号機の信号柱を移設するものについて、道路工事の遅延により令和4年中に工事が実施できない、または工事が完了しないことから繰越しをお願いするものであります。

以上、審議のほどよろしく願いをいたします。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎上田（周）委員 何点かお願いしたいのですが、1点目はこの歳入予算で、土地売却収入の中で不動産売却収入が6,000万円計上されてますが、結構高額ですき。自主財源の確保といった観点で、場所とか、そのあたりの説明を。

◎山本警務部参事官兼会計課長 不動産の売却収入、これにつきましては、横浜の警察職員宿舎の土地、それと染井町、これ待機宿舎の跡地になりますけれども、いずれも土地の売却の収入になっております。

◎上田（周）委員 面積とかは。結構高額ですきね。さっき申しました、自主財源の確保で結構大事な分で。多分、計画的に売却していると思いますので。また後でよろしゅうございますが、明細をお願いします。

それと移動交番車で御説明があつて。中山間地域対策課と連携されて、主に中山間地域の不安とかを解消するために、5年度から取り組んでいきますよということで、大変中山間地域に住む皆さんにとっては高齢者、特に一人住まいの方が多いですので、昨今都会とか都会周辺で起こっている強盗事件なんかを受けて、住民の方は本当に怯えて生活していると思いますので、大変いいことだと自分は思ってます。ちょっと説明もあつたんですが、もう少し具体的に、当分は試験運用的になると思いますが、人員体制とか地元の警察署とどんな連携とるかどうか、それから運用の開始時期とかいうのを、分かってる範囲で説明をお願いします。

◎山本警務部参事官兼会計課長 配置先は本部地域課のほうで、地域課員の2、3人体制を計画しております。移動交番車につきましては、ワンボックスタイプで、折り畳み式の机とか、赤色灯も点灯できるような緊急自動車指定を受けまして、ロッカー、コンセント等の事務室として使える付属品、あと折り畳みテーブルとか液晶モニター、DVDプレーヤー等も車載する計画をしております。

活動場所につきましては、先ほどもありました中山間地域、あと保育園とか小学校周辺とか、災害発生場所の被災地、海岸とか河川等の危険箇所のパトロール、それから各種イベント会場なんかに移動させて活動したいと思っております。

この活動の内容につきましては、各種受理、相談等の受理とか、防犯教室の開催、子供

見守り活動、特殊詐欺の被害防止とか交通安全対策などの広報活動等を実施するような計画をしております。

導入時期につきましては、こちら承認いただきましたらすぐ契約をいたしますけれども、半導体不足等の影響によりまして、納車、メーカーのほうに確認しましたら、半年ほどかかるということを言われておりますので、できるだけ早く、11月中旬頃には導入して、運用を開始したいと考えているところです。

◎上田（周）委員 詳しくありがとうございます。今全国的にこの移動交番車の大きな流れがあって、私が承知してるのは四国では香川県が、令和2年から始めたという実績があります。そんな中で、とにかく知ってもらわないかんと思いますが、例えば市役所とか、地元の町村役場との連携ですよね。今、中山間地域対策課と連携いう話もちろんですが、地元の役所と連携として、集活センターなどを中心に知らしていくというあたりは、例えば冊子やチラシを作ってやるとか、そんなことは考えてないですか。

◎山本警務部参事官兼会計課長 現在のところ、集落活動センターと中山間地域対策課との連携もそうですけれども、警察署等を通じて自治体の関係機関と情報を共有しながら、いろいろ発信もしていきますし、細部までできるだけ行き渡るように、活動を広げていきたいと考えております。

◎上田（周）委員 ありがとうございます。とにかく警察活動の見える化というか、そういう部分では大変いい手段やと私は思いますので、ぜひ、そういったPRを常に行っていくということに心がけていただきたいと思います。以上です。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、会計課の説明を終わります。

#### 〈刑事部〉

◎大石委員長 続きまして、刑事部の説明を求めます。

◎原田刑事部長 それでは、第50号議案、高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案のうち、警察所管部分につきまして、御手元の資料⑤令和5年2月高知県議会定例会議案（条例その他）の15ページをお願いいたします。

警察が所管する高知県暴力団排除条例につきましては、その第16条第1項第7号におきまして、博物館法第29条を引用しておりますが、一部改正されました同法が、本年4月1日付で施行され、同法第29条が第5章に繰下げられます。よって、高知県暴力団排除条例につきましても、引用規定について博物館法第29条から同法第5章に改正するものであります。条例の内容につきましては、変更はございません。なお施行日につきましては、同法の施行日と同じく、本年4月1日としております。

私からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、刑事部の説明を終わります。

#### 〈交通部〉

◎大石委員長 続きまして、交通部の説明を求めます。

◎室津交通部長 まず、第62号議案、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、御手元の青色インデックスの警察本部議案補足説明資料の2ページをお願いいたします。

本条例は、道路交通法の一部改正に伴い創設となる特定自動運行の許可制度について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、特定自動運行の許可等に係る手数料を新設するものであります。

道路交通法の改正要点は、地域における高齢者等の移動手段や物流における人手不足対策のため、限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスによる人、または物の運送を目的とする特定自動運行に係る許可制度の創設であります。

条例施行後の特定自動運行の許可等については、資料の下段にある特定自動運行の許可制度の流れを御覧ください。特定自動運行の許可申請が新設され、特定自動運行を行おうとするものは、運行経路を管轄する公安委員会に対して、特定自動運行計画を提出し、許可申請を行い、許可を受けることが義務づけられ、その手数料が2万9,200円(※訂正発言あり)になります。この手数料の額は、申請の受理、審査等その業務所要時間の総計19時間30分に対する人件費と通信費、印刷代、電話代等の物件費を積算した額となります。

次に、特定自動運行の計画変更許可申請も新設され、既に公安委員会からの許可を得た特定自動運行実施者が、特定自動運行計画を変更する場合は、公安委員会に対して新たな特定自動運行計画を提出し、計画変更許可申請を行い許可を受けることが義務づけられ、その手数料が2万8,500円(※訂正発言あり)になります。この手数料の額も、人件費と物件費を積算した額ではありますが、許可申請時よりも審査に要する時間を10分短縮可能であり、業務所要時間の総計は19時間20分となるため、手数料は許可申請手数料よりも700円の減額となります。

また、計画変更許可申請に関しては、改正道路交通法施行規則で、軽微な変更については届出で足りると特例措置が設けられており、遠隔監視場所の連絡先、つまり電話番号の変更や、車両台数の増減のない車両入替えの場合は届出だけで、手数料徴収の対象になりません。

なお、特定自動運行実施者には、許可申請などのほか特定自動運行計画に従うこと。遠隔監視装置を設置し、遠隔監視を行う特定自動運行主任者を配置すること。交通事故発生の場合などには、特定自動運行主任者等が対応することなどの法的義務が課せられ、これ

に違反した場合、公安委員会は特定自動運行実施者などに対して、許可効力の仮停止のほか、指示や許可の取消しなどの行政責任を追及することとなります。

なお、施行日については令和5年4月1日になります。

次に、第63号議案、高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑤令和5年2月高知県議会定例会議案（条例その他）の34ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、令和5年4月1日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されることに伴い、同規則の引用規定の整理をするものです。

この条例で定める信号機に関する基準については、歩行者用青信号に従って、歩行者または自動車が道路を横断できる場合における信号機の基準を定めているところ、道路交通法の一部を改正する法律で、新たに定義される遠隔操作型小型車は、歩行者と同様の通行方法をとることとなっているため、この基準に遠隔操作型小型車を追加し、歩行者と同様の通行を確保するものです。

なお、施行日については令和5年4月1日となります。

最後に、先ほどの手数料徴収条例議案の金額の訂正ですが、変更の手数料につきまして、2万8,500円と説明しましたが、7万8,500円の読み間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。あわせて最初の許可の申請です、ここも2万9,200円を7万9,200円に訂正をさせていただきます。失礼しました。

私からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

これで、交通部の説明を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

#### 《監査委員事務局》

◎大石委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について、まず事務局長の説明を求めます。

◎高橋監査委員事務局長 それでは令和5年度の当初予算案につきまして、御説明をさせていただきます。御手元の資料、資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の693ページをお願いいたします。

令和5年度の当初予算額としまして、1億6,938万円をお願いしております。

続きまして、1ページ飛ばしまして、695ページをお願いいたします。歳出予算の内容に

つきまして、右の説明欄に沿って説明いたします。

まず、1 監査委員運営費の監査委員報酬499万2,000円は、非常勤の監査委員3名分の報酬でございます。

次の特別職給与費1,193万円は、常勤の代表監査委員の給料や共済費などの給与です。

事務費206万円は、4名の監査委員が、出先機関等の監査を行うための旅費などの活動経費でございます。

次の2人件費は、事務局職員16名の人件費でございます。

次の3 監査委員事務局運営費の工事監査委託料31万5,000円は、技術的な調査を専門的な団体に委託するもので、監査の充実強化を図るために令和3年度より取り組んでいる事業でございます。

次の全都道府県監査委員協議会連合会等負担金は、全都道府県監査委員協議会連合会への負担金8万円と、四国4県監査委員協議会への負担金1万円と合わせたものでございます。

次の職員研修負担金15万円は、事務局職員が日本経営協会や、会計検査院などが実施する研修を受けるための経費でございます。

次の事務費1,238万1,000円は、3名の会計年度任用職員の報酬や、監査業務を執行するための旅費などの事務局の活動経費でございます。

令和4年度補正予算につきましては、該当はございません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

#### 《人事委員会事務局》

◎大石委員長 それでは次に、人事委員会事務局について行います。

議案につきまして、事務局長の説明を求めます。

◎澤田事務局長 令和5年度の当初予算についてです。御手元の資料②議案説明書（当初予算）の697ページをお願いいたします。人事委員会の予算の総括表でございます。

令和5年度の予算総額は、1億3,473万2,000円でございます。前年度と比べまして939万8,000円、率にして6.5%の減となっております。減の主な要因は、令和4年度当初予算では、育休から復職する2名分の人件費を含んだ金額を見込んでおりましたが、実際には2名が配置換えされたことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入予算といたしまして、人事委員会事務局収入の165万9,000円は、市町村などから受託しております公平委員会の事務の処理に要する経費

を受け入れているものでございます。

次の699ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、説明欄の項目に沿って御説明をさせていただきます。

1の人事委員会運営費は、3名の人事委員の報酬のほか、人事委員会の全国組織と四国の組織に対する負担金や、こうした会に出席するための旅費でございます。

2の人件費は、事務局職員13人に対するものでございます。

3の人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験の実施や、給与などの勧告、報告、また職員の不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料は、職員採用試験において受験者の適性を判定するための検査に要する経費でございます。

次の試験問題作成等委託料は、障害者を対象とする選考試験や社会人経験者採用試験などの試験問題の作成や採点に係る委託料でございます。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方が受験できますよう、点字版の試験案内や試験問題等を作成するための経費でございます。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理するため、受験者の回答をデータ処理するための経費でございます。

次のページをお願いいたします。広報委託料は採用パンフレットの作成や、ウェブ広告による情報発信など、採用試験の受験者確保のための広報活動に要する経費でございます。

次の人事試験研究センター負担金は、大学卒業程度試験、旧の上級試験ですとか、高校卒業程度試験、旧の初級試験ですけれども、こういった試験など全国統一実施の試験問題の提供を受けております、公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

事務費の主な内容は、採用試験などに要する職員旅費や、会場借り上げ費、広告費、印刷製本費などでございます。

なお、資料はございませんが、さらなる受験者の確保に向けまして、来年度の採用試験から新たな試験区分を設けることといたしました。まず、大学卒業程度試験の一部試験区分、行政と病院事務におきまして、従来 of 教養試験に代える形で、多くの民間企業が導入しております基礎能力検査、SPI3を利用したチャレンジ型を新設いたします。民間企業の志望者でも受験しやすい試験内容となりますことから、さらなる受験者の確保につなげていきたいと考えております。

また、今後デジタル県庁を推進し、各産業分野でもデジタル化を図っていくためにも、計画的なデジタル人材の確保が重要でありますことから、社会人経験者の採用試験、UIJターン枠におきまして、従来 of 土木、林業に加えまして、新たに行政デジタルを新設を

いたします。

次のページをお願いいたします。701ページでございます。債務負担行為につきまして御説明をさせていただきます。

採用試験等申込システムの使用料でございます。期間は令和5年度から6年度までの2年間で、支出予定額は385万円を限度としております。実質令和6年度の採用試験に係るもので、これまで12月補正で計上しておりましたけれども、毎年度契約が必要なシステムであることや、試験日程の早期化も視野に、できる限り早く契約に向けた手続きに着手するために、当初予算での計上とさせていただいたものでございます。

続きまして、令和4年度の補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の345ページをお願いいたします。

人事委員会事務局運営費のうち、不用となることが見込まれます344万8,000円を、減額補正しようとするものでございます。減額予算の主な内容は、点字による受験を希望する方がいなかったことや、社会人経験者採用試験の受験者が想定を下回ったこと、コロナ禍により会議や就職説明会の在り方が見直された結果として、出張旅費の節減が図られたことなどによって、委託料と旅費を減額するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

#### 《議会事務局》

◎大石委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について、事務局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本議会事務局長 議会事務局でございます。私からは、令和5年度当初予算と令和4年度の補正予算について、総括的な説明をさせていただきます。

議会事務局では、議会が執行部と緊張ある関係を保持しながら、監視機能や政策提言機能を十二分に発揮し、県民の方々の期待に応えられますよう、その補佐機関としての役割を果たすよう努めているところです。

令和5年度につきましては、4年に1度の改選期に当たりますので、まずは臨時会に向けた準備を抜かりなく進めてまいりますとともに、デジタル化の取組が本格化してまいりますので、議員の皆様方をしっかりとサポートできるよう、事務局全体で対応してまいります。引き続き、円滑かつ適切な議会運営に向けて努力してまいります。

次に、提出議案についてですが、令和5年度当初予算につきましては、議会のデジタル

化や、改選期にかかる費用を計上しているため、令和4年度と比較しますと、5,472万2,000円の増額となります、総額で10億6,000万円余りの予算をお願いしております。

また、令和4年度補正予算では、議員辞職に伴う欠員による議員報酬などのほか、不用となった旅費、事務費など3,000万円余りの減額をお願いしております。詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

簡単ですが、私からは以上でございます。

#### 〈総務課〉

◎大石委員長 続きまして、総務課の説明を求めます。

◎濱口総務課長 令和5年度の当初予算について御説明させていただきます。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の5ページを御覧ください。

令和5年度の議会予算は10億6,119万4,000円で、前年度との比較で5,472万2,000円の増、率にしまして、5.4%の増額となっております。

右端の説明欄を御覧ください。まず、1の議会運営費につきましては、合計7億719万7,000円を計上しており、対前年度で1,836万1,000円の増額となっております。

議会運営費の内容としまして、一番上の議員報酬等は、議員の皆様の報酬、期末手当、共済費です。対前年度で358万5,000円の増額となっておりますが、主な内容は、昨年12月の条例改正により、議員の期末手当が増額となったものです。

3つ下の運営費でございますが、主に応召旅費や、委員の調査出張などの議員の皆様が議会活動を行う際に必要な旅費や、議長副議長の各種会議への参加のための旅費や交際費です。対前年度で1,477万6,000円増額となっておりますが、これは改選期に伴う臨時会等の応召旅費や、ブラジルとミクロネシアへの派遣に係る旅費が増額となったものです。

次に、2の人件費の一般職給与費は、事務局職員の29名分の給与費で、人数の増減はございません。

次に、3の事務局運営費は1億1,839万円で、対前年度で2,549万6,000円の増額となっております。このうち委託料は、本会議の運営や会議録作成に係る音声データの反訳、議会だよりの配布、出先機関等調査に係る車両の手配などに係る経費でございます。

昨年度からの変更点としては、下から3番目の県議会情報システム保守等委託料で、議会のデジタル化に伴う議会棟のWi-Fi環境の整備や、タブレット、ペーパーレス会議システムの運用などに係る経費です。

また、次のページの上から3つ目の、議員報酬口座振込システム修正委託料は、現在議員の皆様の報酬などの口座振り込みデータを、四国銀行とフロッピーディスクにより受渡しを行っておりますが、その受渡し方法を電送処理に切り替えるため、システムの修正業務を委託する経費でございます。

次の全国都道府県議会議長会分担金から、下から2つ目の職員研修等負担金につきまし

ては、全国都道府県議会議長会や各種協議会への負担金と、職員の能力向上を図るための研修等への参加費用を計上しております。

一番下の事務費につきましては、主なものとしまして会計年度任用職員の報酬等や、会議録、議会だより等の印刷製本費、旅費などの事務局職員が業務を遂行する上で必要な事務経費を計上しております。なお、令和5年度は、5月臨時会の会議録や議会だより等の改選期に係る経費や、デジタルを活用し議会の機能強化に取り組んでいくため、議員の皆様にご貸与をしております情報端末をノートパソコンからタブレットに変更、そしてオンライン委員会やペーパーレス会議の開催に必要な機器の整備等の経費を計上しており、対前年度比が1,838万2,000円の増額となっております。

こうした予算によりまして、令和5年度の後半にはオンライン委員会、令和6年度中にはペーパーレス会議が、それぞれ実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

令和5年度の当初予算につきましては以上です。

続きまして、令和4年度2月補正予算について、御説明させていただきます。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の4ページを御覧ください。

総額で3,017万9,000円の減額補正を行うこととしております。

右端の説明欄を御覧ください。まず1の議会運営費につきまして、2,751万8,000円減額しております。これは、議員辞職に伴う欠員による報酬、期末手当、共済費、政務活動費の減額と、新型コロナウイルス感染症の影響により、他県で開催予定であった会議がオンライン会議に変更されたこと等に伴い、不要となった旅費を減額するものです。

次に、2の事務局運営費につきまして、266万1,000円減額しております。これは、今年度分の徴収を行わなかった協議会の負担金や、職員旅費の執行残を減額するものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎加藤委員 この場で申し上げるのが適正かどうかちょっと分からなくて、要望チックで申し訳ないんですけども。備品の更新についてなんですけど、この委員会の椅子を新しくしていただいて、大変快適になって、審議にも助かっていますけれども、職員の、例えば事務の椅子とかですよね、あと控室の椅子とか、議場の椅子とか、耐用年数も随分何十年来というのも多いと思うんですけども。そこらあたりというのは、どういうふうに更新を計画されてるのかというのは分かりますでしょうか。何かこうチェックしたりとか、年数を調べたりとか。何かそういうことは検討されてますでしょうか。

◎濱口総務課長 確かに議場とかの椅子については、かなりもう耐用年数とか、現在入れている椅子に対しても、もう控えがないとか、そういった状況にあると承知しており

ます。その中でまだ使っていない椅子などのローテーションを組んで、更新をできるだけ延ばす形で考えております。

◎加藤委員 分かりました。いろいろと心配り、目配りするところは大変だとは思いますが、すけれども。そういう何十年来の物も結構あると思いますので、また気にかけていただいて、計画的に更新するなり、維持するなり、修繕するなりというのをお願いしておきたいと思います。

◎森田委員 加藤委員が言われたのは、我々が見よっても、特に本会議場の執行部の席なんか、固定で前後にも動かんし。いわゆる今風の執務状況からいうと、うちの本会議場なんか本当に古いと思うき。遡って考えたら、執行部席もそうですが、議員の席も、耐用年数というか穴が空いて使えんとかいうことじゃないけど、執務環境改善という目線からいうと何年たったのかなあと。そんなこと含めて、いわゆる執務環境改善ということも1つかなと思う部分を、今年調査をするならして、来年度で検討されて、どうされるのかも前向きに考えられたらどうかと。見るに、答弁席へ出るのにも随分不自由されてますわ。そんなことだとか。うちも、一問一答で前の席を借りるときも、立てって答えるのに今、椅子が非常に窮屈な状況で、足を後ろへ突っ張った状態で立てって質問をしたりだとかいうところも事実あるわけで。議員からも広く使い勝手を聞いたり、それから執行部にも声をかけて聞いたり。あるいは事務局で調査をしたりすることで、来年度以降で検討されていくのも1つかなと思ったりしますね。我々もずっと客観的に見よっても、不便だな、不自由だなというふうには感じてますので。耐用年数なんかと勘案しながらね、検討されてはどうかとということだろうと思いますけど。ほかにあんまり言う機会もないので、予算措置に反映するとしたら、ここでの発言は1つのきっかけになるんじゃないかなと思いますので、私からも言葉を添えました。以上です。

◎三石委員 さらにね、言葉を添えさせていただきますけどね。私も、森田委員が言われたこと感じますがね。特に、もう森田委員なんか去っていかれる方ですからね。もうこのことはやっぱり重く受け止めてもろうて。大体どのくらい年数がたってるのか、この部分は変えたらいいんじゃないかというようなことをね、やっぱり議会全体、総点検をやっぱり来年度あたりしたらどうでしょうかね。

◎山本議会事務局長 来年度、議会全体でちょっと点検をさせていただいて。なかなか一遍には難しいと思いますので、優先順位をつけさせていただきながら、対応していきたいと思えます。

◎大石委員長 それでは、要請ということで、質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

以上で、議案についての審査を終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、先に意見書を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、執行部は退席をお願いします。

《意見書》

◎大石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案は1件が提出されております。

高齢者の生活を守るため年金制度のマクロ経済スライドの一時停止を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出をされておりますので、御手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ かつて一度、これを稼働させたことがあって。ちょっとこの4月以降の物価高騰もね、すさまじいことが続いていくので。本当に切実な声として届いている状況でございますので。ぜひ、その声を届けさせていただきたいと思っております。

◎ 不一致をお願いをしたいと思います。おっしゃるお気持ち、よく分かりますし。特にこの1月の消費者物価指数は、ピークの高さでございますので。2月から燃料代とか、その電気代とか、そういうところの補助がまた効いてきて、物価はもう少しこう、1月よりは落ちついてくるというところあると思います。本当にみんながみんな大変な状況だと思っておりますので、その対策はその対策で、ぜひ国においても検討していただきたいというふうに思っております。

◎ ピークはね、1月ってことはなくて、その後も何千件という値上げもあるし、4月以降の電気代の値上げもあるんで。今がピークの状況ではないと思っておりますので、ぜひにという思いではございますけれども。

◎ 願意は理解するけれども不一致ということで。はい、よろしいですね。

◎大石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

それでは、ここで採決に移りたいところではありますけれども、他の委員会がまだ続いておりますので、4時まで休憩としたいと思います。

(休憩 11時15分～16時00分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《採決》

◎大石委員長 これより採決を行います。今回は議案数28件で、予算議案15件、条例その他議案13件であります。

それでは採決を行います。

第1号「令和5年度高知県一般会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 挙手多数であります。

よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「令和5年度高知県収入証紙等管理特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和5年度高知県給与等集中管理特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「令和5年度高知県旅費集中管理特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第5号「令和5年度高知県用品等調達特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「令和5年度高知県会計事務集中管理特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第6号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「令和5年度高知県県債管理特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第7号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号「令和5年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「令和4年度高知県一般会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第24号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号「令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第25号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号「令和4年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第26号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号「令和4年度高知県用品等調達特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第27号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号「令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第28号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「令和4年度高知県県債管理特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第29号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号「令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第39号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第43号「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第43号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第44号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第44号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第45号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第45号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第46号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第46号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第47号「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙

手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第47号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第48号「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 挙手多数であります。

よって、第48号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第50号「高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第50号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第61号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第61号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第62号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第63号「高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第63号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第69号「包括外部監査契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第69号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第70号「清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第70号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第71号「清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。

よって、第71号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あした16日の委員会は休会とし、あさって17日金曜日の10時から、委員長報告の取りまとめを行いますので、お願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

(16時8分閉会)